

# 福彩支援ニュース 第29号

2020.6



発行：福島原発さいたま訴訟を支援する会（略称：福彩支援）

ウェブサイト <http://fukusaishien.com/>

電子メール [apply@fukusaishien.com](mailto:apply@fukusaishien.com)

郵便振替口座番号 00130-7-550500 郵便振替口座名：福彩支援

## 【連絡先】

吉廣慶子（みさと法律事務所） 341-0024 三郷市三郷1-13-12 MTビル2F みさと法律事務所 tel:048-960-0591 fax:048-960-0592  
北浦恵美 tel:04-2943-7578 fax:04-2943-7582

★訴訟についてメールでも随時お知らせしています。配信ご希望の方は [apply@fukusaishien.com](mailto:apply@fukusaishien.com) へご連絡を！

## 3/25 第29回期日・原告側意見陳述

原告側弁護団、最高裁で認められた「段階的規制論」を否定する国を批判。

進行協議で、裁判の進行状況に  
大きな進展が

**速報！**



▼次回期日(第30回)

\* 傍聴に参加される方は、  
マスクの着用をおねがいます。

2020年 **7/8** (水) **14:00**開廷

★ 傍聴希望の方は13:30までにさいたま地裁B棟前にお越し下さい。

## 速報！ 裁判の日程が大きく進展

福彩訴訟弁護団 松浦麻里沙

### 証人尋問・本人尋問の日程が決まりました！

1 いつもご支援いただきありがとうございます。弁護団の松浦麻里沙です。

前回、3月25日に法廷で口頭弁論を行った後、少し期間が開いてしまいましたので、福彩ニュースの紙面をお借りして、現在の裁判の進行状況をご報告させていただきます。

2 実は、3月25日の期日の後、4月28日に進行協議期日が予定されていましたが、進行協議期日とは、裁判所と両当事者が争点整理や今後の審理計画について非公開で話し合う期日です。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための緊急事態宣言が出された影響で、4月28日の進行協議期日は取消しとなってしまいました。この期日は、辻内琢也教授の証人尋問の採否や原告本人尋問のスケジュールについて話し合う重要な期日となるはずでしたので、原告側としては大変残念でした。

そこで、次の期日ではより具体的な話ができるよう、より綿密な書面を準備し、6月2日の進行協議期

日を迎えました。この日の進行協議は、1時間以上にわたり行われ、今後のスケジュールを詰めていきました。

これまで、報告集会などでも度々ご質問がありましたが、弁護団が申し出ている①辻内教授の証人尋問の実施、及び②福島県での現地検証については、裁判所は「やる」とも「やらない」とも言わず、判断が先延ばしとなっていました。しかし今回、①の実施が確定となり、②についても実施する方向で話が進み、大きな進展がありました。

**3** まず、辻内教授の証人尋問は、令和2年9月2日(水)午後1時30分から行うこととなりました。原告側の質問時間が90分、国と東電の質問時間が65分です。

昨年の12月25日に辻内教授の証人尋問の実施を請求してからずっと、国と東電は、「原告らの精神的損害の立証に辻内教授の尋問は必要ない」「辻内教授は意見書を提出しているから尋問まで行う必要はない」などと主張し、証人尋問の実施に強く反対してきました。しかし今回、裁判所はこれらの反対意見にはさほど耳を貸さず、具体的な尋問の時間や日程の調整を始めました。

本件訴訟は、原告の皆さんが受けた精神的苦痛に対する賠償を求めるものから、その分析を行った辻内教授の証人尋問は、原告側の立証の要となります。そのことを、裁判所も十分に理解してくれたのだと思います。

**4** 次に、平成30年5月16日に申立をしていた**現地検証も、実現の兆しが見えてきました。**

これまで、国や東電から何度も反対の意見が出され、原告側はその度に反論し、裁判官が直接福島を見ることの必要性を訴えてきました。原発事故が、地域社会の在り方を大きく変容させたこと、そのことによる精神的苦痛が多大なものであることを裁判所に理解してもらうためには、現在もなお事故の影響が残っている様子を見てもらうことが不可欠だからです。

裁判所はこれまで、現地検証を実施するかどうかを明らかにしてきませんでした。しかし6月2日の進行協議では、車の手配や参加する人数などの具体的なことを確認し、「実施する場合は9月から11月頃はどうか」と、日程への言及もありました。また、「実施する場合は進行協議の形式で行うことに異論はあるか」など、実施する場合の手続の形式についても言及がありました(裁判官が現地へ行く場合の手続を、「現地検証」と

するか、現地で行う「進行協議」とするかは、裁判所が調査を作成する際の手間が大きく違います。裁判所にとっては「進行協議」とする方が手間が少ないため、実施しやすいと言われています。一方原告側は、「現地で裁判官に何を見せようか」が何よりも大事だと考えていますので、手続の形式を「現地検証」とするか「進行協議」とするかにはあまりこだわっていません。

まだ正式な決定は出ていませんが、裁判所は現地へ行く方向で考えているといえそうです。

**5** そして最後に、**原告本人尋問の日程が決まりました。**その日程は次のとおりです。

9月30日／11月11日／12月9日／1月13日／2月24日／3月24日、いずれも午前10時30分から午後5時までです。1日に、4名から5名の原告の方に来ていただく予定です。もっとも、これらは現時点での予定であり、今後変更になる可能性もありますのでご注意ください。

**本人尋問が終われば、当事者が最終的な主張を行い、審理を終了し、判決となります。**長く続き、皆さんにご心配をおかけしたこともありましたが、福彩訴訟もついに終わりが見えてきました。

**6** このように、**6月2日の進行協議期日は大きく前進し、審理終結までの道筋が見えてきました。**

次回は、7月8日(水)午後2時から、法廷で口頭弁論を行います。可能であれば、その後の報告集会で詳しいご報告をしたいと思っています。

福彩訴訟はこれから最後の山場を迎えます。勝利のために、今後もお支援をいただけますよう、お願いいたします。

## 第29回期日(2020/3/25)報告

福彩支援事務局

ずいぶん時間が経ってしまいましたが、3月25日の第29回期日のご報告です。新型コロナウイルスの感染拡大という大変な状況にもかかわらず、16名の方が傍聴にご参加くださいました。傍聴者数がいつもより少ないのは、コロナ禍の影響で席の間隔が2席ずつ空けて取られ、通常の三分の一ほどに制限されたため、実質的にはほぼ満席の状態でした。

第29回期日の原告弁護団の意見陳述では、まず、結果回避措置の不十分さを指摘した原告側主張に対し、被告国が「それらは基本設計事項であり、1960年代になされた許可処分の違法性を認定しない限り、津波対策を講じるよう規制権限を行使すべき義務がない」という驚くべき反論を行ったため、弁護団は「国側のこうした主張は、最高裁判例で認められた〈段階的規制論〉を否定するもので不当」との反論を陳述しました。

続いて、被災自治体の現状は、東電がいう「復興」からは程遠く、その傷が深いこと、原告らが現在も避難を選択せざるを得ない状況を示しました。

最後に、原告らの損害が「交通事故」の賠償基準をあてはめる不当さを指摘しました。原発事故による避難は、長期かつ予測困難であり、将来への不安や故郷へ帰れない苦痛が続きます。また、家族全員が生活の基盤を失い、別離を余儀なくされる場合もあります。そして、20mSV以下であれば安全で避難を続けるが不合理であるという被告国らのとんでもない主張の不当さを指摘しました。

そして、避難者の精神的苦痛を調査により明らかにしてきた辻内琢也氏の大部の専門家意見書が提出され、専門家証人尋問についても行うよう求めました。

閉廷後の進行協議を受けて、原告側弁護団からは、まだ裁判のスケジュールが見えないが「専門家証言 → 現地検証 → 原告本人尋問」という流れを想定している。ただし専門家証言については東電側が「本人を呼ぶまでもない。意見書で十分」と抵抗している、と報告がありました。

先行して高裁段階まで裁判が進んでいる群馬訴訟弁護団の事務局長・関夕三郎弁護士からは、「専門家証言は大事だが、なんといっても現地検証が要。群馬訴訟では地裁、高裁とも現地検証の実現に力をいれた。裁判長にありのままを率直に見てもらふことは重要だ。群馬訴訟の高裁判決は4月21日の結審が予定されており、さいたま訴訟もぜひ頑張ってもらいたい」とエールが送られました。

次回期日は7月8日、その後、原告本人尋問へと進んでいきます。皆さまの傍聴へご参加を、重ねてお願いいたします。ただし、次回期日も新型コロナウイルス

の影響で傍聴者数が制限される可能性があることをお含みください。また傍聴の際は、マスクの着用をお願いいたします。

【次回期日】

★第30回期日 → **7月8日** (水) 午後**2時**開廷

「公正な判決を求める署名」引き続き集めています！現在、7,879筆(2020年3月25日付)が集まっています。ぜひご協力ください。署名はこちらから。

→ <http://fukusaishien.com/archives/549/>

## 代理人意見陳述

2020年3月25日 福彩訴訟第29回期日

平成26年(ワ)第501号ほか 損害賠償請求事件

原告 29世帯 96名

被告 国、東京電力ホールディングス株式会社

令和2年3月25日

さいたま地方裁判所第2民事部合議係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 吉廣 慶子 外

### 第1 第68・69準備書面について

被告国は、原告らの主張する各結果回避措置について、①原告らもこれらが基本設計ないし基本設計方針にかかる事項にあたりと認めた上で、基本設計事項であっても電気事業法の技術基準適合命令を発することが可能である旨主張している、と主張整理した上で、②これらが基本設計事項にあたることを前提とすると、本件の原告らの主張は、設置許可処分時には安全性が認められた基本設計が、その後の科学的知見の進展に伴い事後的に安全性を否定されるに至ったという主張ということになる、基本設計が安全でなければ本件原子炉の設置を許可処分を適法になしえないから、結局原告らは設置許可処分の違法性が事後的に判明したと主張するに等しく、したがって、裁判所は、1960年代になされた本件原子炉の設置許可処分(行政処分)の違法性を認定しない限り、2002年以降、科学的知見の進展によって津波対策が必要となっても、被告国には津波対策を講じるよう規制権限を行使すべき義務があったと認められず、その権限不行使が国賠法上の

違法にあたる余地もない。などという驚くべき主張を展開するに至っています。

しかし、本件の各結果回避措置につき原告が基本設計事項だと主張しているという被告国の主張整理がそもそも間違いである以上、これを前提として、るる展開する被告国の主張は的外れであり、反論として無意味です。

そもそも本件各種結果回避措置が基本設計であるという被告国の主張は、国がこれまで各種原発訴訟で再三論理展開し、最高裁もこれを追認してきた段階的規制論の考え方と真逆の主張であり、その意味でも不当です。以下詳細を述べます。

### (1) 本件の各結果回避措置は詳細設計事項であること

本件で原告らが指摘している、建物や重要機器の水密化、高所設置といった各種結果回避措置が、いずれも詳細設計事項であることは、既に第31準備書面で詳細を述べた通りです。原告らは、これらが原子炉の設置段階で定められておくべき基本設計事項であるとは本訴で一度も主張したことがありません。この点は、段階的規制論に関するこれまでの最高裁判例から自明であり、本件同種訴訟にかかる前橋・松山等の各地裁判決でも詳細設計事項であると判示されています。

被告国は、本訴における原告らの主張書面を読むことなく、別の訴訟で提出済の準備書面をそのまま本訴に流用したのではないかと思われるが、本件原告らの主張に対する反論として、およそ的外れであり、かみ合った議論になっていません。

原告らが主張している結果回避措置は詳細設計事項であり、設置許可処分時の審査対象（基本設計）ではありません。そもそも設置許可処分という行政処分の違法性の判断基準と、規制権限不行使の国賠法上の違法性の判断基準は、法体系的にも全く関連がありません。

両者を無理に関連付けて適合性をうんぬんする被告国の主張は的外れと言わざるを得ません。

### (2) 段階的規制論について

原子炉規制のあり方について、最高裁はこれまで幾度も、基本設計を対象とした設置許可段階の安全規制（前段規制）と、詳細設計事項を対象とした運転段階の安全規制（後段規制）とを区別し、前段規制と後段規制とでは、審査対象も規律する法律も異なると判断して

きています（段階的規制論）。

すなわち、原子炉の設置許可段階において、原子炉の詳細部分についてまで安全性の審査基準を明確に定めてしまうと、一度設置を許可した原子炉については、その後の運転段階で科学的知見が進展し新たに対処すべき点が判明しても、設置段階の古い知見に基づく旧泰然とした基準の範囲でしか規制ができないことになりかねませんが、これでは原子炉の安全規制として不十分です。本件で被告が主張している、設置許可処分時の安全規制とその後の運転段階における安全規制とを同一にとらえる考え方によると、このような不都合が生じますが、最高裁はこのような考え方をとっていません。最高裁は、設置許可の段階では概括的な基本設計の安全性のみを審査対象とし（前段規制）、原子炉の安全対策の詳細事項は、運転段階において時々刻々進化する科学的知見に即時即応して規制し（後段規制）、もって万が一にも原子炉事故がおきないように、事業者を適時適切に審査・規制することを規制庁に求める「段階的規制論」を採用してきているのです。

したがって、原子炉の設置段階においてはその審査対象（基本設計事項）が安全と判断されても、その後の科学的知見に伴い、新たなリスクが想定されるに至れば、被告国において速やかに後段規制をなすべき義務が発生することは当然に予定されており、それこそが段階的規制論の考え方です。

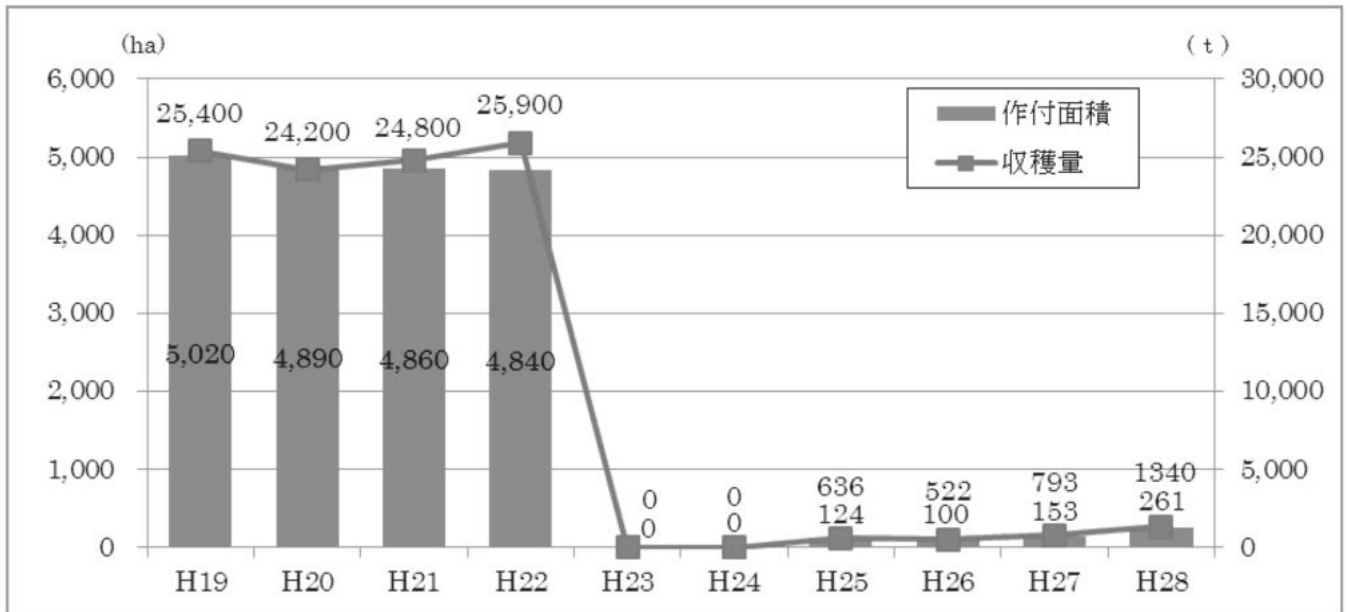
したがって、設置許可処分時の国による規制（前段規制）が違法でない以上、運転段階での規制（後段規制）は違法とならない、などという本訴で被告国が展開する持論は、最高裁で確立した考え方（段階的規制論）自体を正面から否定するものであり、不当であることは明らかです。

## 第2 第71準備書面について

本書面は、原告らが本件事故前に生活していた被災自治体（南相馬市、飯館村）について、事故後の変貌及び現況を明らかにするものです。

### 1 南相馬市（原町区）

(1) 南相馬市は、福島県浜通りの、双葉郡町村のさらに北方に位置します。2006（平成18）年1月1日、原町市、相馬郡鹿島町、小高町の1市2町が合併して誕生しました。世帯番号6、7、及び9の原告らの本件事前前の居住地は、何れも原町区にあり、西は阿武隈山



地、東は太平洋に面し、市全体の半分以上が山林に覆われた自然豊かなこの地で、未成年であった子や孫らを育てながら生活していました。

相馬中村藩主の相馬家が、鎌倉時代末期に現在の小高区にあたる地へ移り住んで以来、南相馬市域の住民の地域社会における営みは続いており、それは国の重要無形民俗文化財である相馬野馬追などの祭礼、また市内随所にある文化財等にも現れています。

このような、自然豊かな環境は、合併した南相馬市の将来像の構想においても、環境重視のまちづくりという形で大きく反映されていました。

(2) 南相馬市原町区は、本件原発事故の直後、物資が届かず、また情報の錯綜から混乱状態となり、住民の多くが避難に右往左往せざるを得ない状況にありました。その後、その大半の地域が緊急時避難準備区域に指定され、同指定は2011(平成23)年9月30日までに解除されましたが、原町区からの住民の流出には歯止めがかかっていません。

南相馬市全体で見ると、人口は本件事故前の予測よりもさらに1万人以上減少しており、特に年少者はほぼ半減しました。他方で世帯数、特に高齢者単身世帯の増加が顕著です。原告らのような未成年の子を持つ家族が南相馬市に帰還していない実情が認められます。人口における男女比の逆転は、除染作業員の移入による単身世帯の増加を裏付けるものとなっています。

(3) また、原町区内の放射線の量も、緊急時避難準備

区域の指定が解除されて2年あまりが経過した時点で、なお毎時 $1.2 \mu\text{Sv}$ を記録する地点が複数箇所存在しており、現時点でも区内に毎時 $0.5 \mu\text{Sv}$ を記録している地点がなお存在しています。また、土壤汚染についても、原告ら宅ないしその近隣の測定値は、なお放射線障害防止法上の管理区域として立ち入り制限がなされる基準を大幅に超えており、原告らの避難の合理性はなお認められる状況にあると言わざるを得ません。さらに、国によってなされている除染も、農地の2割に満たない範囲においてであり、まして森林での除染はほぼ手つかずのままです。

(4) 被告東電は、南相馬市の復興状況を縷々述べますが、実際には全く不十分なままです。教育現場においては、直近においても子どもたちの数が40~50%減少したままで、幼稚園・保育園等の数ヶ所が再開できないでいます。

また、産業も、商工業関係の事業所数、従事者数、販売高等のどれをとっても3割から半減、項目によっては8割以上減少したままです。農業においては、農家数が半減、農産品生産高が4分の1に減少しており、稲の作付け・収穫に至っては、本件事故前の5%という状況です。

さらに、住民の関心が高い医療・介護分野についても、原発事故後の医療施設数や医療従事者数の大幅な不足から、住民の高齢化を踏まえての体制作りに大きな問題が生じたままです。

(5) このような状況より、南相馬市から避難している住民の意向調査においても、特に40代以下の若い世代の少なからぬ割合が、南相馬市へ帰還しない意思を表明しています。帰還しない意向を有する住民は、原発の安全性や放射線量の低下、除染の効果への不安、また医療環境、生活に必要な施設の整備への不安等を挙げています。

原告らも、南相馬市原町区が、子どもたちを安心して育てられる場所ではなくなってしまったこと、除染の効果も限定的であり、子どもたちの健康を考えれば帰還することは出来ない旨を口々に述べているところです。

## 2 飯舘村

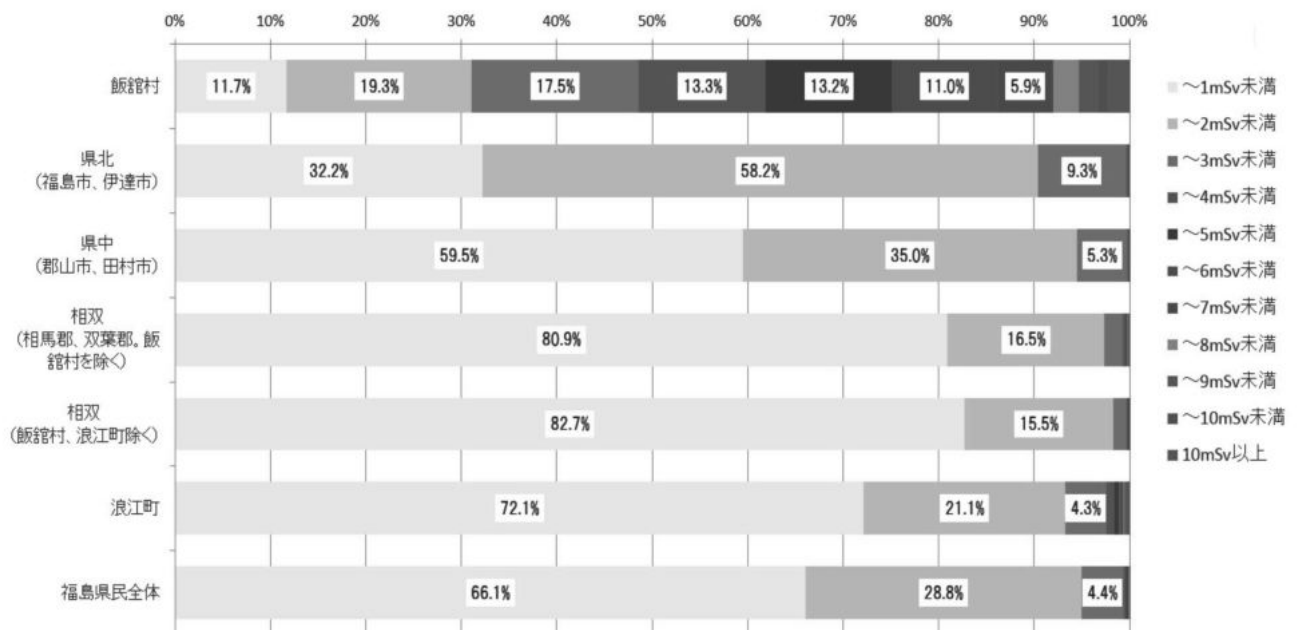
(1) 飯舘村は、世帯番号29の原告が、本件事故前居住し、林業を営む傍ら、村の多くの人々と交流しながら、豊かでおおらかな生活を送ってきた地です。福島県の北東部、阿武隈山系の北部の高原に開け、面積の約75%を山林が占めています。古くから冷害に悩まされてきたこの地で、人々は冷害を克服すべく、農業や畜産業に力を入れてきました。



▲村のホームページより

(2) とりわけ、畜産業においては、和牛の生産から販売までを村内で一貫して行うシステムを構築して、1980年代以降そのブランド化に成功し、大都市からの需要にも応えながら、村の発展に寄与しました。また、村の公共施設の整備や、ブランド化した和牛の魅力を生かすべく立ち上げたイベントの実施等、村民が主体的に知恵を出し合いながら、様々な活動を立ち上げ、また発展させてきました。過疎化や少子高齢化という全国に共通する問題を抱える中でも、独自の取り組みを続け、成果を上げていたのです。

県民健康管理調査\_外部線量推計結果  
(2011年3月11日～7月11日までの4か月間)



資料: 県民健康管理調査 (福島県) 2013年6月5日発表 (6月25日訂正)  
回答者を外部被曝線量別に%で表示

作図: 佐久間淳子

(3) 飯館村では、本件原発事故後の風向き等により、福島第一原発からの距離にかかわらず、深刻な放射能汚染が発生し、3月15日には飯館村役場前で、1時間あたり44.7  $\mu$  Svという高濃度の空間放射線量を記録しました。しかし、村民の多くは実態を知らされず、原発事故や津波からの避難者の支援に勤しむなどしておりました。飯館村が計画的避難区域に指定されたのは、4月22日になってからであり、本格的な避難の開始はゴールデンウィーク明け、そして全村避難の完了は7月下旬にまでずれ込みました。

福島県の県民健康管理調査初期被ばく量推計結果によっても、飯館村民の推定被ばく量の分布は、より福島第一原発に近い地域からの避難者よりも高いとされています。

(4) 2017(平成29)年3月31日、飯館村の大半の地域で避難指示が解除されました。しかし、本年1月1日の時点においても、村内に居住している村民は、住民登録のある村民の4分の1程度にとどまっています。他方、避難に伴う世帯分離のため、世帯数は本件事故前よりも大幅に増加しています。

(5) 飯館村内には、避難指示が解除された後も、本年3月時点で1時間あたりの空間放射線量が0.5  $\mu$  Svを上回っている地点が、なお5~6ヶ所ないしそれ以上存在しています。また、土壌についても、一昨年の段階で、町内の広い範囲で、また原告宅敷地内においても、放射線障害防止法上の管理区域として立ち入り制限がなされる基準を大幅に超えた数値が計測されています。未だに飯館村は避難の合理性を認めざるを得ない状況にあるのです。さらに、国による除染も、とりわけ森林に関して言えば、飯館村の全森林の1割程度に施されているのみであり、それ故昨年の段階でも、飯館村で採れる山菜やキノコ類からは、依然食品基準を大幅に上回る量の放射性セシウムが検出され続けています。

被告東電は、飯館村のいくつかの公共施設、商業施設等の再開を言います。しかし、客観的に見て、飯館村の復興はまだまだ遠いと言わざるを得ません。飯館村の商工業の事業者数は、本件事故前の40分の1、また従業者数は1割程度です。もともと飯館村の基幹産業であった農業については、農産品の生産高は本件事故前の1%に大きく及ばず、また米の作付

面積も本件事故前の1.5%程度にとどまっています。また、教育環境についても、年少者の大半が戻ってきておらず、2018(平成30)年4月より再開した認定こども園、小中学校へ通っている子どもたちの大半は村外在住です。

さらに、医療・介護の体制についても、医療機関の再開はわずか1施設で、重症患者や急患への対応が村単独ではもはや困難な状況である上、介護施設も人員不足が深刻です。住民意向調査で半数近い回答者が、医療環境への不安を述べていますが、このような住民の不安を払拭できる状況には全く至っておりません。持病を患っていた本件原告の帰還が叶わなかったことも、無理のないことでした。

(6) このような状況を前提に、とりわけ若い世代の多くの飯館村民が、村へは戻らないとの意思を表明しています。また、戻る希望を有する世帯でも、世帯全員そろっての帰還を考えているのは3割程度です。帰還しないとしている村民の多くは、除染等の放射線対応の不十分さや、放射線数値が依然として高い状況、また医療機関の整備の遅れ等を理由に挙げており、これは若い世代において顕著です。また、帰還を希望する村民も、「医療・介護福祉施設の充実」「商業施設の再開・新設」「被ばく低減対策」等が整うことを望んでいます。飯館村から避難した原告も、除染の不十分さや汚染土がフレコンバッグに詰められて家の近くに置かれている状況への不安を挙げております。

(7) このような状況の中で、飯館村が策定した復興計画も、多くの村民がもはや帰還しないことを前提とした内容となっております。これは、本件原発事故による被害が未だ癒えない中での、苦渋の選択であると言わざるを得ません。本件事故が起きる前、飯館村が様々な独自のビジョンを抱いて、村を挙げて復興に邁進していたことに思い至れば、本件事故がもたらした傷の深さはいうまでもありません。

### 第3 第73準備書面について

1 この書面で、裁判所に以下の点を十分ご理解した上で、原告らの損害について判断して頂く必要があると考えています。

2 第1に、原告らの損害は、原賠審の中間指針の基

礎としている交通事故での損害と本質的に全く異なります。交通事故の障害は、ある程度の期間で苦痛が終息し、仮に後遺障害が残った場合には別途の賠償が認められ、ほとんどの場合は家族の一部が被害者となります。これに対し、原発事故による避難は、その期間が長期かつ予測困難であり、将来への不安や故郷に帰れないこと等による苦痛が継続します。そして、家族全員が生活の基盤を失い、別離を余儀なくされる家族もあります。このように、交通事故による傷害と、原発事故による避難とは、その本質が全く異なるのです。

3 第2に、年間空間線量1~20ミリシーベルトの地域に居住することについての健康被害に関する理解です。第61準備書面でも述べたように、国際放射線防護委員会すなわちICRPの2007年勧告では、年間空間線量1~20ミリシーベルトの地域内では原則居住できず(現存被ばく状況)、例外的に住民が居住したい旨申請し、被告国が様々な条件を考慮した上で、居住を許すことができる地域というにすぎません。しかるに被告国らは、あたかもこの線量では居住していても安全であるかのごとく喧伝しています。

被告国らは、年間空間線量20ミリシーベルト以上

の地域については同程度の放射線被ばくの与える地域住民の健康被害を考慮して、事故後9年も経た現在においても、極めて私権制限の程度の高い避難指示という措置を講じています。しかるにこれよりほんのわずかに空間線量が下がっただけで安全と言い放ち、帰還せず避難を続けるのは不合理であると主張しています。こうした被告の主張が不当であることは明らかです。

4 裁判所におかれましては原告らの被害の実相を踏まえ、原告らが本件事故から受けた損害の甚大性を理解していただきたいと思いを。

以上

\*新型コロナウイルスの感染拡大が、全国の原発損害賠償訴訟にも大きな影響を与えています。とりわけ、4月に予定されていた群馬訴訟の結審が7月に延期されるなど、裁判の長期化への懸念が高まっています。そんな状況で、粘り強い進行協議を通して、1) 専門家証言、2) 福島県での現地検証、3) 原告本人尋問への道筋を切り拓いてくださった福彩訴訟弁護団に、心から感謝を申し上げますとともに、裁判の山場に向けて、さらなる傍聴とご支援をお願いいたします。(福彩支援事務局)

## 7/8以降の「福島原発さいたま訴訟」期日の予定

### ▶ 専門家証人尋問

**9月2日(水) 午後1時半~ 辻内琢也氏**(早稲田大学教授)  
原告側の質問時間が90分、国と東電の質問時間が65分

▶ **原告本人尋問** (1回の期日に4名から5名の原告が出廷する予定)  
いずれも水曜日: 午前10時30分から午後5時まで

**9月30日(水) / 11月11日(水) / 12月9日(水)**

2021年

**1月13日(水) / 2月24日(水) / 3月24日(水)**

本件訴訟は、原告が受けた精神的苦痛に対する賠償を求めるもので、その分析を行った辻内教授の証人尋問は、原告側の立証の要となります。

さらに原告本人に対する尋問は、裁判のクライマックスです。**午前10時半から午後5時に及ぶ長丁場**ですが、先行する裁判では、原告を傷つけ、貶めるような被告国・東電の心ない尋問が随所に見られました。原告への厳しいプレッシャーをはね返し、満席の傍聴で応援しましょう。よろしくごお願い申し上げます!

☞ **支援する会の年会費は一口1,000円です** (口座番号:00130-7-550500 郵便振替口座名:福彩支援)

ご住所、お名前、連絡先(email or お電話番号)を明記の上、お申込みください。会員の方には会報、メールで情報をお伝えします。

※ゆうちょ銀行以外の金融機関から送金される場合は、ご住所、お名前、連絡先を、下記連絡先にご連絡いただいた上で、以下宛にお振込ください。

☞ 銀行名: ゆうちょ銀行 / 金融機関コード: 9900 / 店名: 〇一九店(ゼロイチキューテン) / 店番: 019 / 預金種目: 当座 / 口座番号: 0550500



**福島原発さいたま訴訟を支援する会** (略称: 福彩支援) ▶ **ウェブサイト: <http://fukusaishien.com/>**

\* 吉廣慶子 (みさと法律事務所)

341-0024 三郷市三郷 1-13-12 MTビル 2F みさと法律事務所 tel : 048-960-0591 fax : 048-960-0592

\* 北浦恵美 Email : [apply@fukusaishien.com](mailto:apply@fukusaishien.com) tel : 04-2943-7578 fax : 04-2943-7582